

令和2年5月18日

書面規制、押印、対面規制の見直しについて

議長代理 高橋 進

新型コロナウイルスの感染防止が課題となる中で、テレワークを推進するとともにデジタル時代に向けた行政手続等の見直しを行うため、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟から、テレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望を受けた。

要望事項は多岐にわたるものであるが、1. 行政手続に関するものと、2. 民間の商慣行等による手続に関するものに分けて、整理したうえで、それぞれ、コロナ危機への緊急対応と制度的対応とについて、以下のような対応方針で臨んではどうか。

1. 行政手続に関するもの

行政手続において、書面主義、押印原則、対面主義を求める手続は多く、今回の要望事項においても多くの手続について、その見直しが求められている。各要望事項について、各府省から5月11日に対応の可否について回答を得た。

緊急の措置として一定の措置を行うとの回答があったものについては、その速やかな実施と、事業者等への周知を求める。その上で、まずは、現下のコロナ危機を踏まえた緊急対応について、主な手続類型ごとに、下記の実行方針に従い、見直しの考え方を示した上で、各府省に再検討を求めることとしてはどうか。さらに、制度的対応を必要とするものについて必要な議論を行うこととしてはどうか。

(1) 社会保険・労働関係（健康保険、雇用保険等及び労働基準、労働安全等の各種申請・届出）

これらの分野は、電子申請が煩雑、多くの書類や多くの押印が必要など、多くの事業者から見直しの強い要望がある。

継続的な関係の中で押印を本人確認に用いる必要性は低い。緊急対応として手続簡素化、押印不要化、添付書類等削減、電子メールでの受付等に取り組む。中期的には、オンライン化等（押印の制度的見直し、書類の簡素化等を含む。以下同じ。）に取り組む。

(2) 各種証明書（就労証明書、在職証明書等）

行政庁から事業者にお問い合わせすることも可能であり、押印を本人確認に用いる必要性は低い。緊急対応として電子メールでの受付、押印不要化等に取り組む。中期的には、

オンライン化等に取り組む。

(3) 安全規制（施設等の点検・検査・責任者等について届出等）

当初の施設等の設置等に当たってはある程度慎重な対応が必要としても、定期的な報告、届出等については、継続的な関係の中での手続であり、押印を本人確認に用いる必要性は低い。必要な場合には、実地調査等も可能。緊急対応として電子メールでの受付、押印不要化等に、中期的にはオンライン化等に取り組む。

資格更新等に際しての講習等については、デジタル技術を活用し、オンライン等による対応に取り組む。

(4) 業法（営業についての許認可・変更申請・各種届出等）

当初の営業許認可等に当たってはある程度慎重な対応が必要としても、変更申請や事業報告等については、継続的な関係の中での手続であり、押印を本人確認に用いる必要性は低い。現場で設備等の確認を行う場合も、押印の必要性は低い。緊急対応として電子メールでの受付、押印不要化等に、中期的にはオンライン化等に取り組む。

(5) 国税・地方税

本人確認書類を別途求めていることも多く、押印を本人確認に用いる必要性は低い。緊急対応として押印不要化等に取り組む、中期的にはオンライン化等の更なる推進に取り組む。

(6) 補助金・交付金（交付申請、変更申請、交付、実績報告、成果報告等）

申請初回においてはある程度慎重な対応が必要としても、その後の継続的手続については、押印を求める必要性は低い。コロナ関係の緊急対応については、特に、手続負担の軽減についての配慮が必要。緊急対応として、手続簡素化、押印不要化、添付書類等削減、電子メールでの受付等に取り組む。中期的にはオンライン化等（Jグラントの活用を含む。）に取り組む。

(7) 統計・調査

オンライン利用が認められず書面での回答を求めるものも多く、緊急対応として電子メールでの受付、押印不要化等に、中期的にはオンライン化等に取り組む。

(8) 会計、人事関係書面など（契約書、領収書、見積書、承諾書、決裁など）

内部管理の書面等。会計について、契約書を除いて押印廃止、契約書については電子的手段（電子メール、簡易な電子認証サービス、電子署名等）の利活用促進を図るなど、契約相手の負担軽減を行う。これらの行政内部手続での押印の廃止等について、行政改革推進本部事務局と協力し、率先した取組を進める。

(9) 地方公共団体の手続など

国の法令等に従った手続について、上記各分野の取組の中で、法令等所管府省による制度見直しやオンライン化等の取組を進める。

2. 民間の商慣行等による手続に関するもの

民間の商慣行等による手続に関するものについては、下記の取組方針で対応を求めることとしてはどうか。

(1) テレワークの推進のためには、民間においても、社内、他社との関係の双方において、文書、押印、対面による仕事のやり方を見直し、デジタル化を前提に仕事のやり方の抜本的見直しを推進する必要がある。経済4団体の協力を得て、民間と行政とが共同して取組を進めてはどうか。

- ① 社内での手続について、できるだけ電子化を進め、書面、押印、対面原則を見直す。
- ② 他社に求める手続についても、相互の理解で、
 - (i) 物理的な書面、ファックスや郵送での交付を見直し、電子的なやりとりを推進する。
 - (ii) 押印の慣行について相互に見直す。特に、契約書以外の取引関係書類(請求書、領収書、納品書、確認書等)について見直しを進める。やむを得ず必要と考えられる場合には、電子的手段(電子メール、簡易な電子認証サービス、電子署名等)の活用可能性を検討する。
 - (iii) 対面での会議は、ウェブ会議等を活用してオンラインで実施する。

(2) 民間の手続で特に要望が多かった分野については、法令上の制度見直しも含め、重点的に取組みを求める。

- ① 不動産関係(売買時の重要事項説明書の書面交付等)
- ② 金融関係(口座開廃、振込変更等、顧客と金融機関間の手続の書面・押印等)
- ③ 会社法等一般法関係(取締役会議事録の取締役押印、単体財務書類のウェブ開示等)

(3) 電子署名については、デジタル時代の有効な手段として、その利用が適した場面における利用拡大に向けて、周知徹底を図る。他方で、クラウド技術を活用した電子署名の取扱いが不明確であるなど使い勝手改善の余地があり、早急の見直しが必要。

(以上)